

## 鹿児島市ゆうあい訪問給食事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、重度身体障害者に対して、計画的な配食を提供するとともに、その安否を確認することにより、障害者の健康で自立した生活の支援及び孤独感の解消を図るゆうあい訪問給食事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体等)

第2条 事業の実施主体は、鹿児島市とし、老人デイサービスセンターを設置している社会福祉法人及び老人保健施設を設置している医療法人等（以下「事業受託法人」という。）に委託して行うものとする。

### (対象者)

第3条 事業の対象者は、重度身体障害者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

#### (1) 次の要件のすべてを満たす者

ア 本市に住所を有する18歳以上の者であること。

イ 生計及び住居が独立しているひとり暮らしの者であること。

ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受け、  
身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる視覚障害、  
平衡機能障害、肢体不自由又は内部障害の程度が1級又は2級に該当する者（聴覚障害並びに音声機能、言語機能及びそしゃく機能の障害を除く障害の重複により障害の程度が1級又は2級である者を含む。）であること。

エ 食事の調理が困難な者であること。

#### (2) 前号ア、ウ及びエの要件を満たす者のみから構成される世帯に属する者

#### (3) その他市長が特に必要と認める者

### (事業実施)

第4条 事業の実施に当たっては、次に定めるところによるものとする。

(1) 配食は、昼食時及び夕食時に行うものとし、配食を受ける者は、継続して配食を受けることを原則とする。

(2) 昼食の配食回数は、週6回以内とし、夕食の配食は、昼食の配食回数が週6回である者に対して行うものとし、その回数は週6回とする。この場合において、1週間当たりの昼食の配食回数を計算するに当たっては、次に掲げる回数を加えることができる。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく訪問介護、通所介護又は通所リハビリテーションによる食事の提供のうち1回（市長が特に必要と認める場合にあつては、市長

が認める回数)

イ 人工透析療法に伴う病院等での摂食のうち、市長が認める回数

ウ 市長が特に認める場合にあつては、アに掲げるサービス以外のサービスによる定期的な食事の提供の回数のうち1回（市長が特に必要と認める場合にあつては、市長が認める回数）

(3) 調理は、事業受託法人が行うものとする。

(4) 配食を受ける者への配食及びその配食用容器の回収は、事業受託法人が行うものとする。

(休止日)

第5条 事業の休止日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 12月30日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(3) 市長が特に定めた日

(利用の手続き)

第6条 事業を利用しようとする者は、鹿児島市ゆうあい訪問給食事業利用申請書（様式第1）

により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請があつたときは、市長が別に定める調査票により十分な調査を実施したうえで事業の利用の可否を決定し、その旨を鹿児島市ゆうあい訪問給食事業利用承認（不承認）通知書（様式第2）により申請者に通知するとともに、事業の利用の承認を受けた者をゆうあい訪問給食事業利用者登録台帳（様式第3）に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定により事業の利用者（以下「利用者」という。）を決定したときは、鹿児島市ゆうあい訪問給食事業依頼書（様式第4）により、事業の実施を事業受託法人の代表者に依頼するものとする。

4 利用者が配食回数の変更を希望するときは、鹿児島市ゆうあい訪問給食事業配食回数変更申請書（様式第5）により市長に申請するものとする。

5 市長は、前項の申請があつたときは、訪問給食の回数の変更の可否を決定し、その旨を鹿児島市ゆうあい訪問給食事業配食回数変更承認（不承認）通知書（様式第6）により利用者に通知するとともに、利用者登録台帳に変更内容を記録するものとする。

6 市長は、前項の規定により訪問給食の配食回数の変更を決定したときは、鹿児島市ゆうあい訪問給食事業配食回数変更依頼書（様式第7）により、配食回数の変更を事業受託法人の代表者に依頼するものとする。

7 利用者は、やむを得ない事情により、配食を必要としない場合は、配食を受ける日の前日までに事業受託法人の代表者に届け出るものとする。

8 市長は、利用者が次のいずれかに該当するときは、当該利用者の訪問給食の利用を廃止するものとする。

- (1) 訪問給食の利用を辞退する意思表示をしたとき。
- (2) 第7条の規定により利用調整の結果、訪問給食の必要がないと認められるとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 連続して1年以上、訪問給食を利用しないとき。

(配食の再調整)

第7条 市長は、定期的に利用者の生活状況の再調査を行い、配食回数の調整その他の食事の提供を伴う他の公的サービス等との利用調整を行うものとする。

- 2 前項の再調査は、市長が別に定める調査票により行うものとする。

(利用料)

第8条 利用者は、1食につき400円を利用料として負担するものとする。ただし、住民税非課税世帯に属する者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項に規定する保護を受けている者については、1食につき200円とする。

- 2 前項に定める利用料は、1月分をその月の末日までに事業受託法人に納入するものとする。
- 3 第6条第7項の規定による届出を怠った場合の利用料は、利用者が負担するものとする。
- 4 利用者は、年度の途中において住民税の課税状況等に変更が生じたときは、速やかに鹿児島市ゆうあい訪問給食事業課税状況等変更届（様式第8）を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定による届出があった場合において、利用料を変更するときは、当該届出があった月の翌月分の利用料から変更するものとする。
- 6 市長は、前項の規定により利用料の変更を行うときは、鹿児島市ゆうあい訪問給食事業利用料変更決定通知書（様式第9）により利用者に通知するとともに、利用者登録台帳に変更内容を記録するものとする。
- 7 市長は、第5項の規定により利用料を変更したときは、鹿児島市ゆうあい訪問給食事業利用料変更依頼書（様式第10）により、利用料の変更を事業受託法人の代表者に依頼するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

(吉田町等の編入に伴う経過措置)

- 2 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町（以下「5町」という。）の編入の際現にこれらの町の区域に住所を有している重度障害者に係る訪問給食サービスについては、平成17年3月31日までの間に限り、この要綱の規定にかかわらず、それぞれ吉田町高齢者訪問給食サ

ービス事業実施要綱（平成12年吉田町要綱第1号）、桜島町「食」の自立支援事業実施要綱（平成12年桜島町要綱第10号）、喜入町給食サービス事業実施要綱（平成8年喜入町要綱第59号）、松元町「食」の自立支援事業実施要綱（平成16年松元町要綱第4号）、郡山町「食」の自立支援事業実施要綱（平成16年郡山町要綱第2号）の例による。

- 3 平成25年7月31日において生活保護受給者であった者で、同年8月1日から平成28年3月31日までの間において平成25年8月1日施行の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「基準」という。）の改正に伴い生活保護を廃止されてもの（改正前の基準であれば生活保護を廃止されなかった者に限る。）については、第8条第1項の規定にかかわらず、生活保護廃止の日から平成28年3月31日までの間の利用料は、200円とする。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行前に改正前の鹿児島市ゆうあい訪問給食事業実施要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市ゆうあい訪問給食事業実施要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

（生活保護法による保護の基準の改正に伴う経過措置）

付 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。